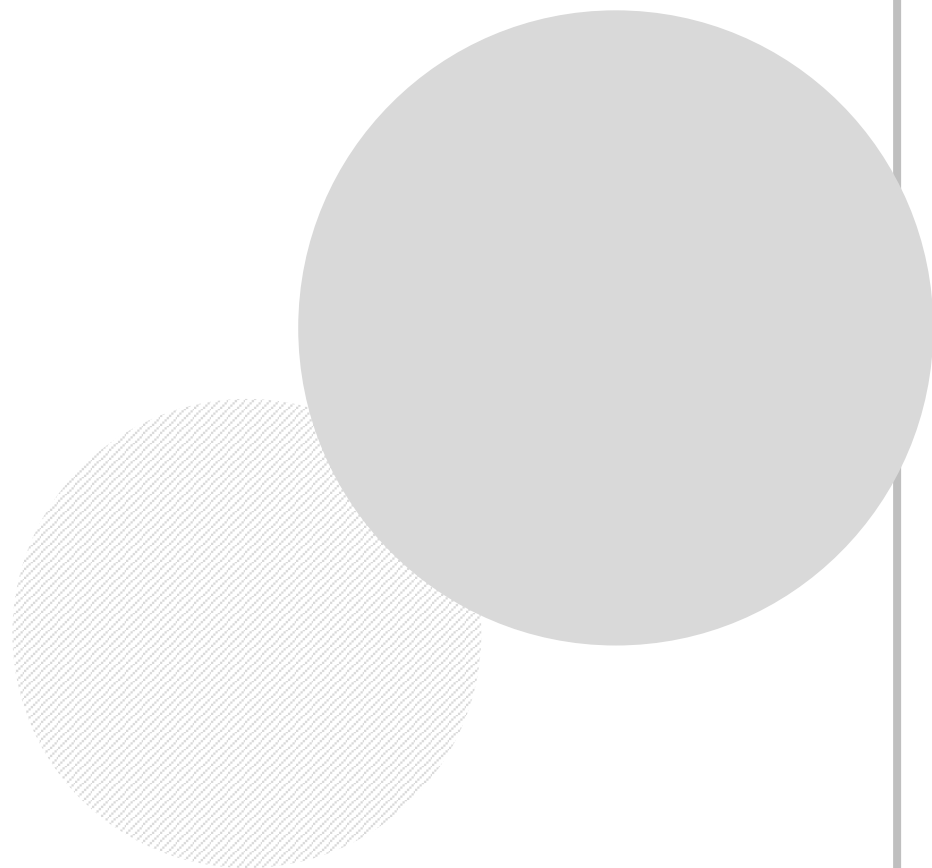


第1編 総論



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行など、条約の批准に向けた様々な法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和4年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

西条市（以下、「本市」）においては、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」を基本理念として、「第5次障がい者基本計画」（令和3年度～令和8年度）及び「第6次障がい福祉計画」「第2次障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を一体的に策定した「第6次西条市障がい者福祉計画」に沿って、障がいの有無に関わらずすべての住民がいきいきと暮らすことができるノーマライゼーションの考え方のもとまちづくりを進めてきました。

一方で、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このたび、「第6次障がい福祉計画」「第2次障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として「第7次西条市障がい者福祉計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

障がい者基本計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がい者のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

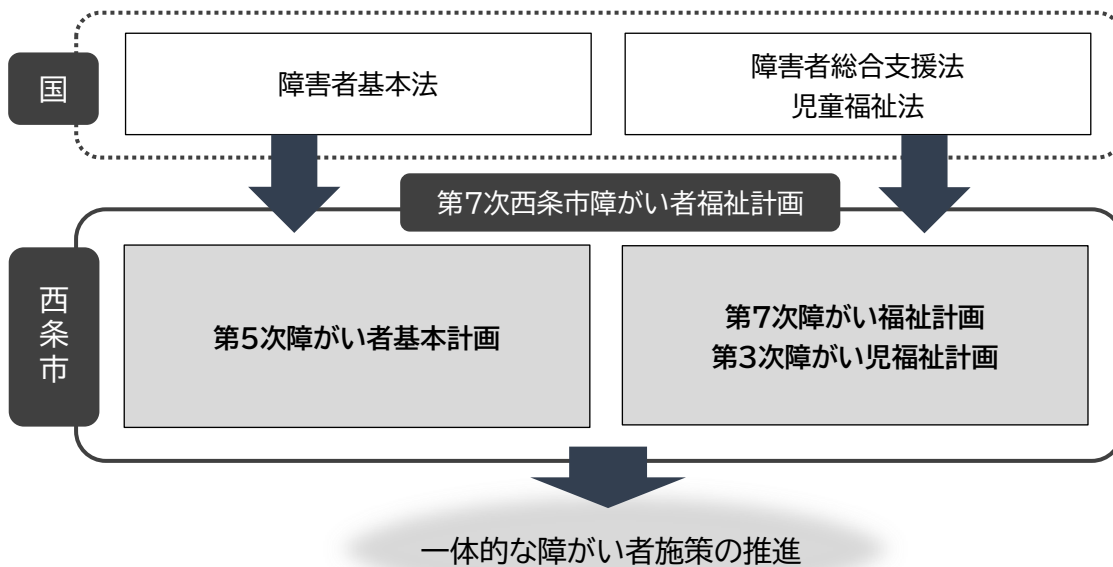
<策定する事項>

- 令和8年度における成果目標
- 障がい者（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策

2. 計画の位置づけ

「第5次障がい者基本計画」は障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第7次障がい福祉計画」「第3次障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。



3. 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」[令和5年度～令和9年度]や県の「第6次愛媛県障がい者計画」[令和6年度～令和 11 年度]、「第7期愛媛県障がい福祉計画及び第3期愛媛県障がい児福祉計画」[令和6年度～令和8年度]、また、本市における上位計画である「第2期西条市総合計画」[平成 27 年度～令和6年度]との整合を図りつつ、「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。

4. 計画の期間

「第5次障がい者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画となっています。

「第7次障がい福祉計画」「第3次障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となっています。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	【本計画】第5次障がい者基本計画						次期計画		
障がい 福祉計画	第6次計画		【本計画】第7次計画			次期計画			
障がい児 福祉計画	第2次計画		【本計画】第3次計画			次期計画			

5. 計画の対象者

本計画の対象は、すべての市民、地域団体、障害福祉サービス事業所、企業、関係機関等とします。
また、障がい者について、「障害者基本法」第二条において次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（※発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

障害者基本法第二条 より

第2章 障がい者福祉に関する現状

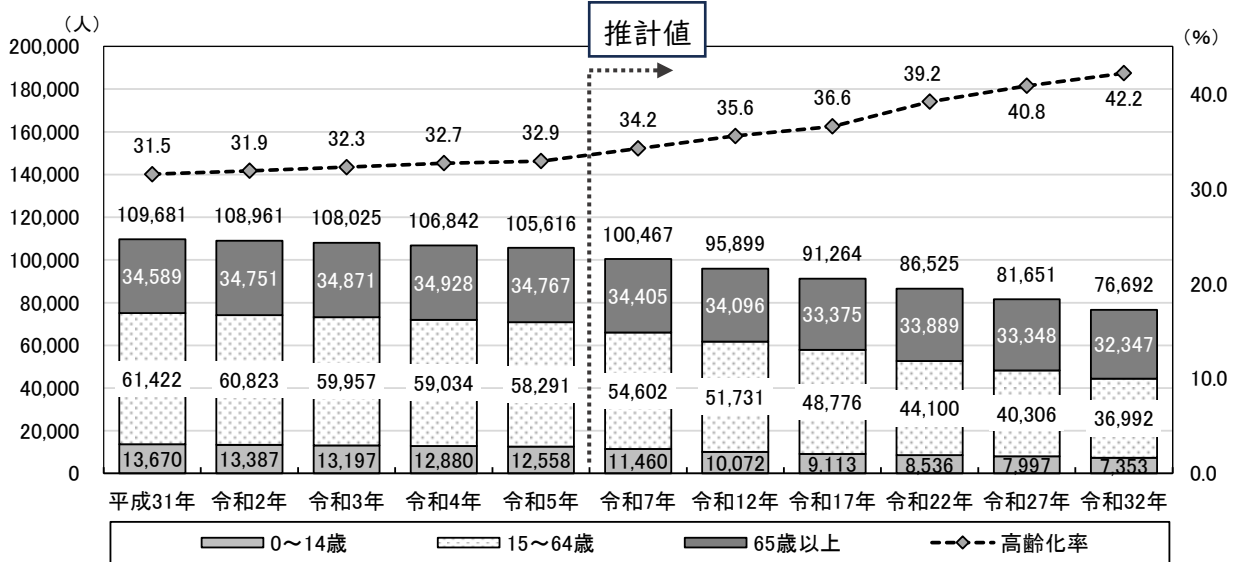
1. 統計からみる本市の現状

(1) 人口・世帯の状況

総人口は減少傾向となっており、令和5年には平成31年から4,065人減少の105,616人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少が続いており、65歳以上人口は増加が続いていましたが、令和5年は減少に転じています。最新の令和32年までの推計によると、総人口は約29,000人減少し、特に15～64歳人口が大きく減少し、高齢化率が42%を超える見込みです。

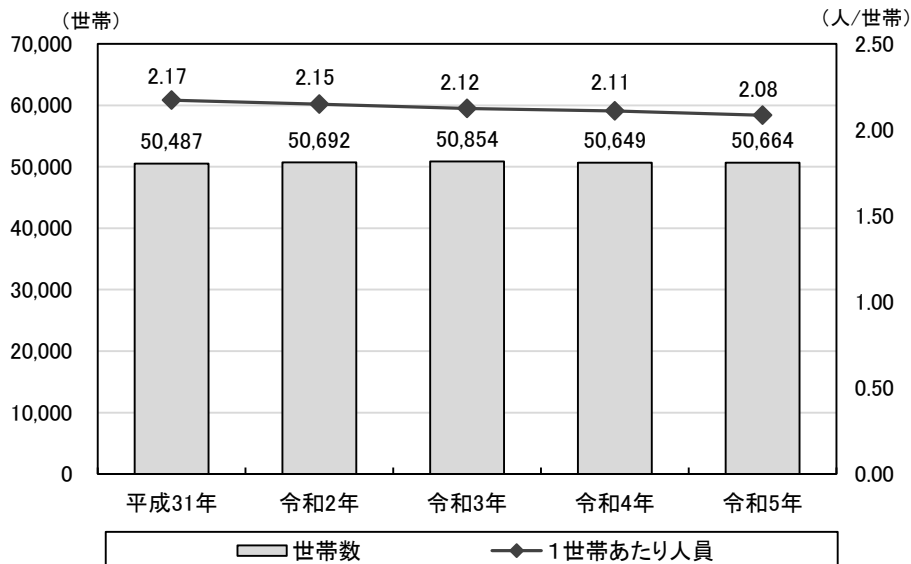
世帯数についてみると、令和3年までは微増で推移していましたが、令和4年以降は微減に転じており、令和5年は50,664世帯となっています。1世帯あたりの人員数は減少が続いており、令和5年は2.08人となっています。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移及び推計



資料：～令和5年：住民基本台帳（各年1月1日）／令和7年～：社人研推計（令和5年公表）

■ 世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 障がい者の状況

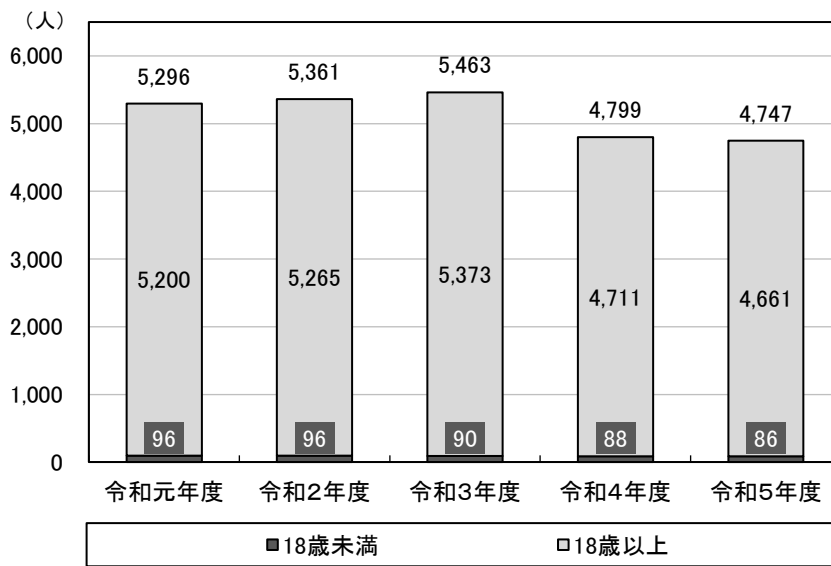
① 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、令和3年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少に転じ、令和5年度では4,747人となっています。

年齢別にみると、18歳未満は90人前後で推移していますが、18歳以上は令和3年度以降減少に転じており、令和5年度は4,661人となっています。

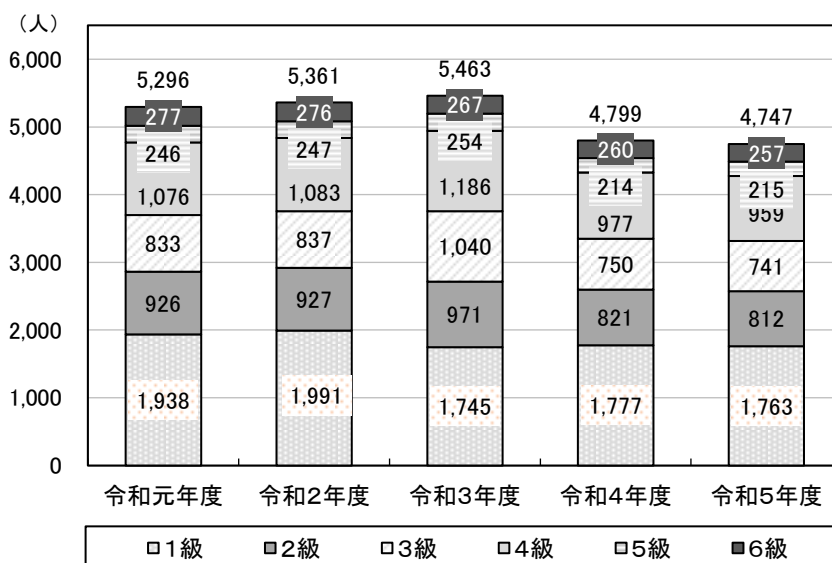
また、等級別にみると、最も所持者数が多い等級は1級で4割程度を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

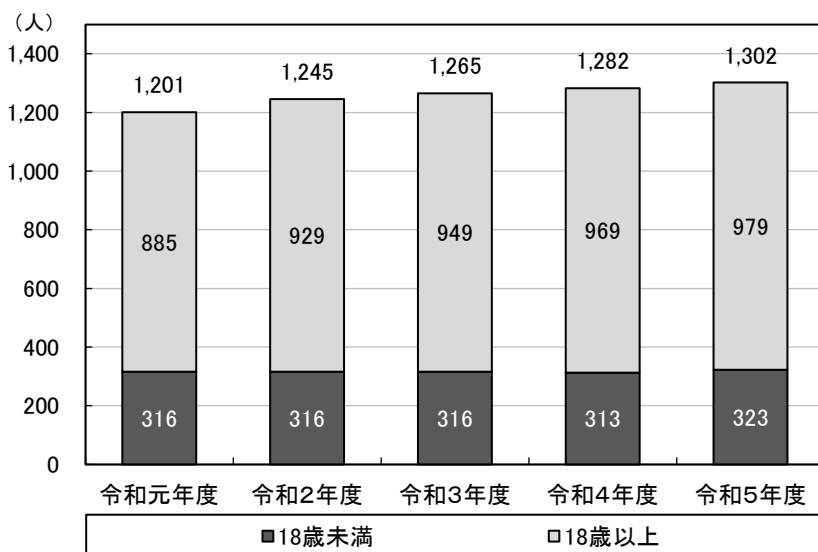
② 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、増加傾向にあり、令和5年度は1,302人となっており、令和元年度より101人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満は年度によって微増微減を繰り返していますが、18歳以上は増加傾向となっています。

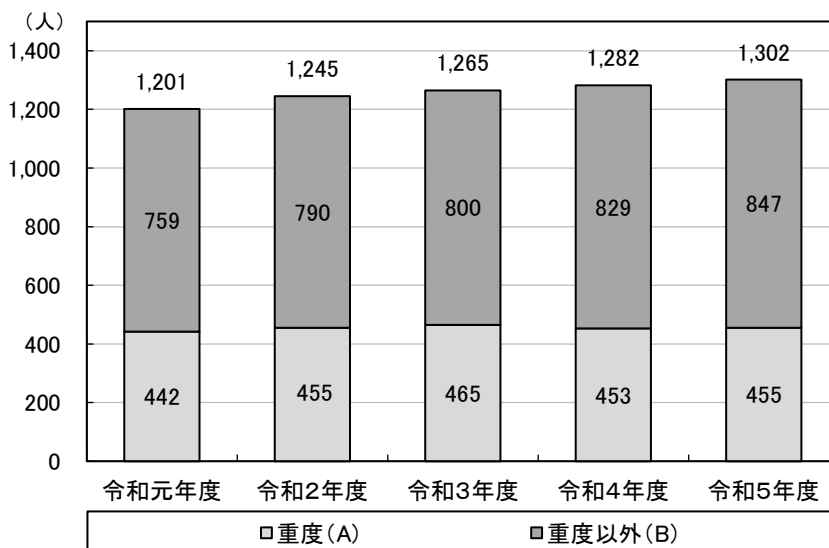
また、程度別にみると、重度(A)は年度によって微増微減を繰り返していますが、重度以外(B)は令和5年度に847人となっており、令和元年度と比べて88人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：西条市(各年度3月末、令和5年度のみ7月末)

■療育手帳所持者数の推移(程度別)



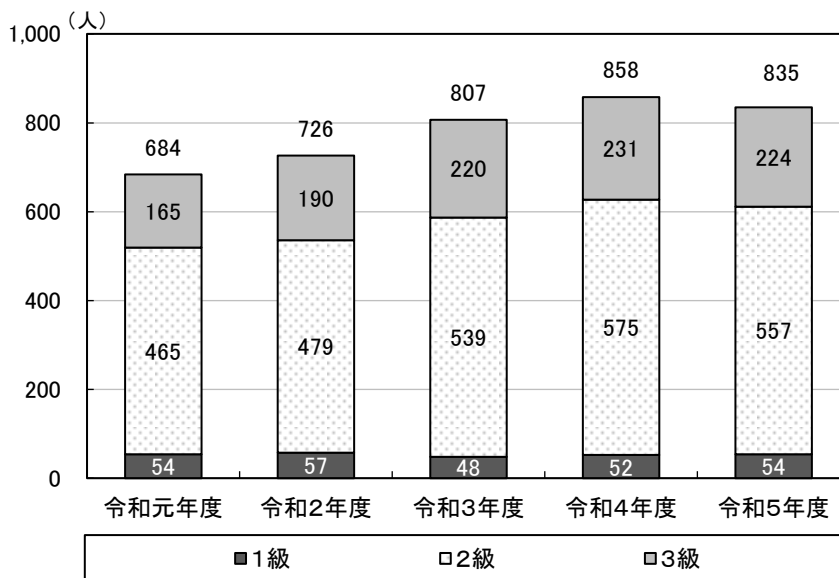
資料：西条市(各年度3月末、令和5年度のみ7月末)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加し令和5年度では835人と、令和元年度と比べて151人増加しています。

等級別にみると、最も所持者数が多い等級は2級で7割程度を占めています。1級は横ばいで推移していますが、2級、3級はいずれも増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

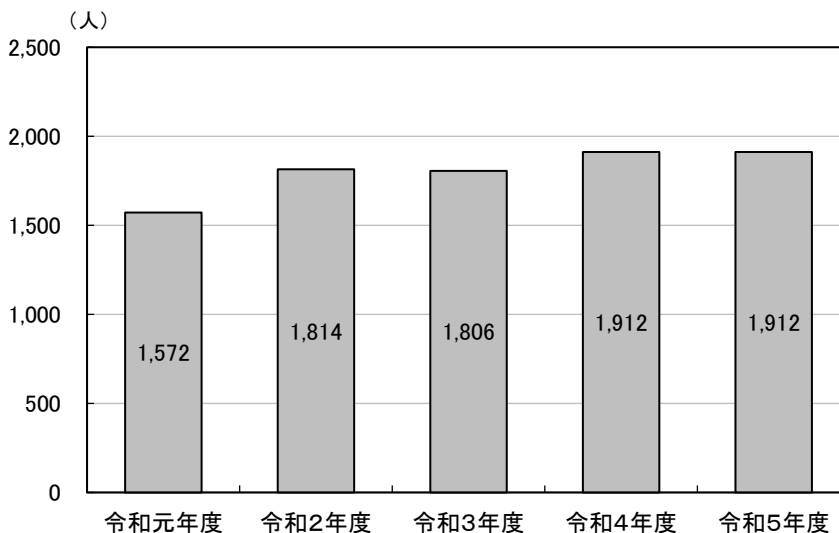


資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

④ 自立支援医療受給者（精神通院医療費公費負担認定者）の状況

自立支援医療受給者（精神通院医療費公費負担認定者）は、年々増加傾向にあり、令和5年度は1,912人と、令和元年度と比べて340人増加しています。

■自立支援医療受給者（精神通院医療費公費負担認定者）の推移

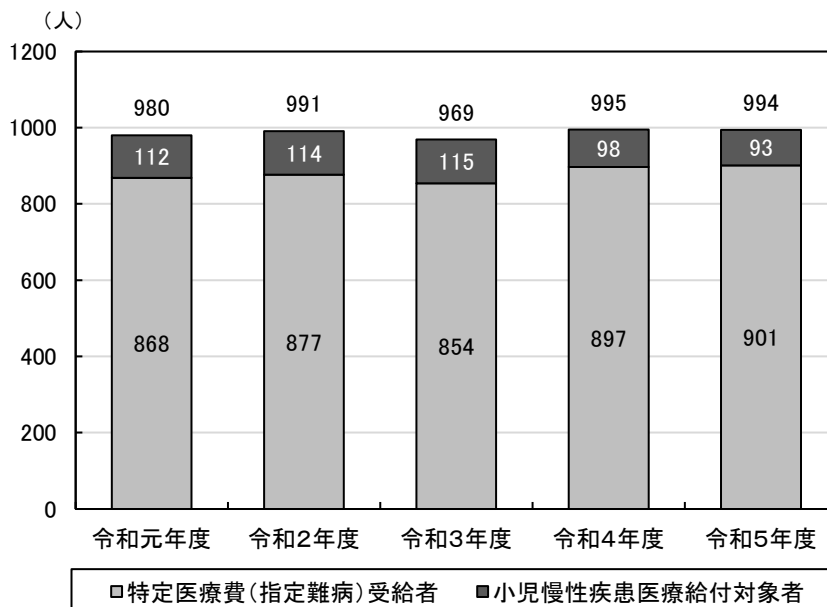


資料：西条市（各年度3月末、令和5年度のみ7月末）

⑤ 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者及び小児慢性疾患医療給付対象者は、微増微減を繰り返しており、令和5年度は特定医療費（指定難病）受給者が901人、小児慢性疾患医療給付対象者は93人となっています。

■ 難病患者の推移



資料:西条保健所健康増進課

⑥ 合同就職面接会における職場定着率（令和5年7月現在）

開催年度	就職決定者数	就労継続者数	定着率
平成30年度	10人	8人	80%
令和元年度	6人	4人	67%
令和2年度	3人	1人	34%
令和3年度	1人	0人	0%
令和4年度	5人	5人	100%

資料:西条市社会福祉課

⑦ 市内における障害者支援施設入所待機者数

令和6年3月現在	107人
----------	------

資料:西条市社会福祉課

⑧ 市内におけるグループホーム待機者数

令和6年3月現在	38人
----------	-----

資料:西条市社会福祉課

⑨ 障がい児の状況

小学校の特別支援学級数及び特別支援学級児童数は、微増・微減を繰り返しており、令和5年度は特別支援学級数が87学級、特別支援学級児童数は335人となっています。また、全校児童数に対する特別支援学級児童数の割合（構成比）は増加が続いており、令和5年度は6.4%となっています。

中学校の特別支援学級数は減少傾向にあり、令和5年度は29学級となっています。一方で、特別支援学級生徒数と全校生徒数に対する割合（構成比）は増加傾向にあり、令和5年度は134人、5.0%となっています。

特別支援学校への在籍児童・生徒数の推移は、小学部、中学部は増加傾向にありますが、高等部は減少傾向にあります。

■小学校の特別支援学級数及び特別支援学級児童数の推移

単位：学級、人、%	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級数	86	87	84	88	87
全校児童数	5,675	5,621	5,430	5,317	5,207
特別支援学級児童数	315	313	324	334	335
特別支援学級児童数（構成比）	5.6	5.6	6.0	6.3	6.4

資料：西条市教育委員会（各年度4月1日）

■中学校の特別支援学級数および特別支援学級生徒数の推移

単位：学級、人、%	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級数	34	33	33	29	29
全校生徒数	2,654	2,653	2,758	2,745	2,697
特別支援学級生徒数	111	131	135	137	134
特別支援学級生徒数（構成比）	4.2	4.9	4.9	5.0	5.0

資料：西条市教育委員会（各年度4月1日）

■特別支援学校への在籍児童・生徒数の推移

単位：人	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	44	51	53	63	68
中学部	30	33	30	41	42
高等部	62	56	51	51	54
合計	136	140	134	155	164

資料：愛媛県教育委員会（各年度4月1日）

2. アンケート調査からみえる障がい者のニーズ

(1) 調査概要

調査目的：市内在住の障がいのある人から、日ごろの生活状況や障害福祉サービスなどに関するご意見をおうかがいし、計画づくりに反映するために実施しました。

調査の対象：本市にお住まいで障がいのある人から 1,000 人を任意抽出

調査時期：令和5年7月19日(水)～8月4日(金)

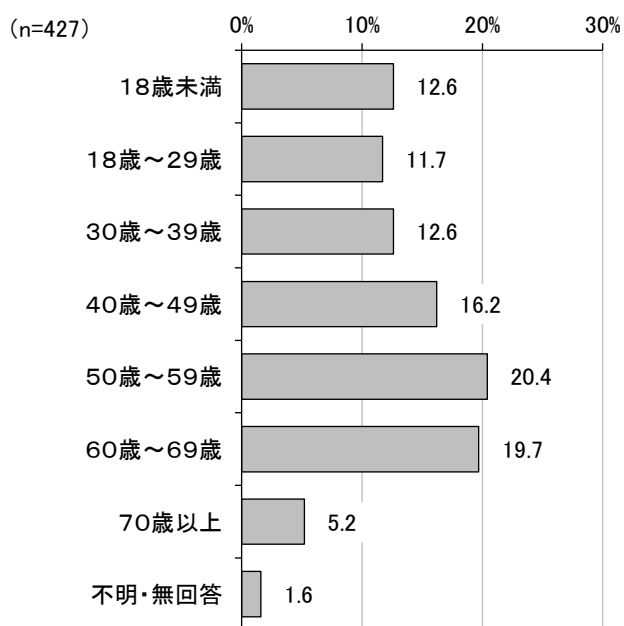
調査方法：選択または記述式の調査票を郵送により配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
当事者対象	1,000 件	427 件	42.7%

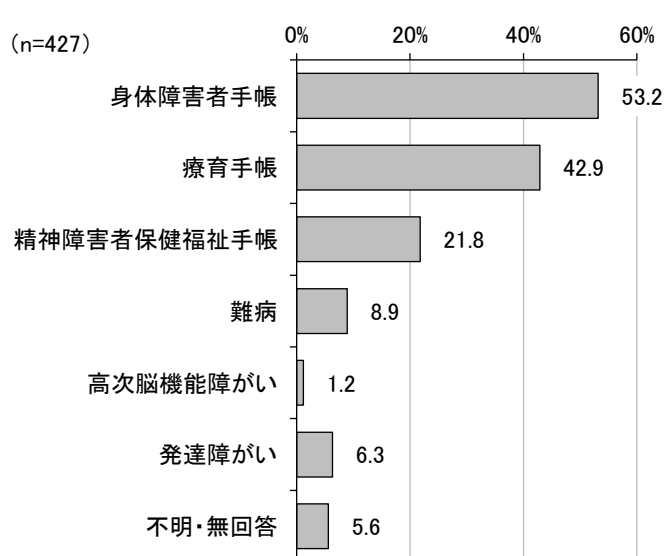
(2) 調査結果の概要

① 回答者について

[年齢]



[障がいの状況]



② 現在の生活について

- 日中の過ごし方については、「家庭内で過ごしている」が最も高く、次いで、「障がい者施設・事業所・作業所に通っている」、「仕事をしている」の順で割合が高い。
- 障がい種別にみると、【身体】や【精神】では、「仕事をしている」の割合が他よりもやや高く、【療育】では、「障がい者施設・事業所・作業所に通っている」の割合が高い。

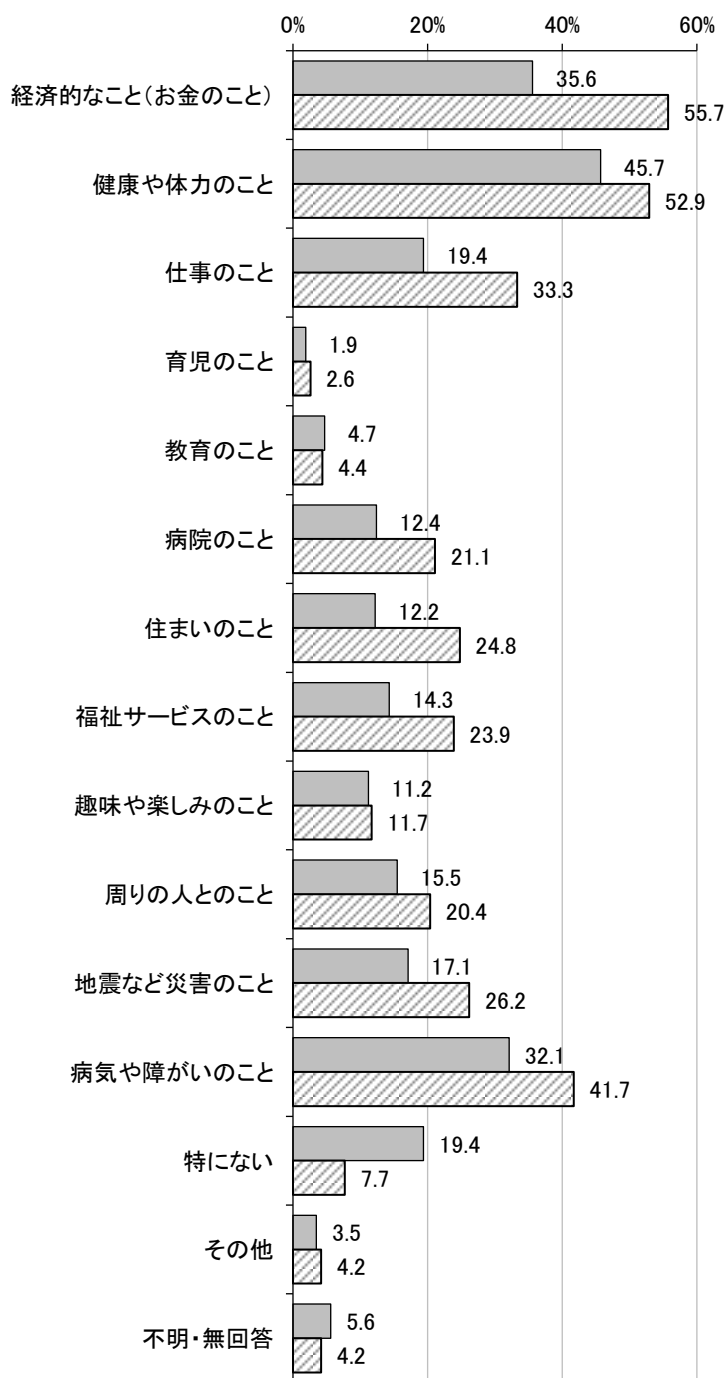
[あなたは日中をどのように過ごしていますか(複数回答)]

単位：%		仕事をしている	障がい者施設・事業所・作業所に通っている	障がい者通所サービス事業所に通っている	幼稚園・認定こども園・保育所・学校に通っている	病院などのデイケアに通っている	同じ障がいのある人との活動・集まりに通っている	家事・育児・介護をしている	家庭内で過ごしている	入院している	その他	不明・無回答
全体 (n=427)		26.2	30.7	7.3	9.8	4.9	4.2	6.1	34.4	2.8	9.1	1.9
障がい種別	身体障害者手帳 (n=227)	25.1	26.4	7.9	5.7	5.3	3.5	5.7	36.6	4.4	13.2	1.8
	療育手帳 (n=183)	18.6	41.5	13.1	19.7	3.3	3.8	2.7	24.0	2.7	6.6	1.6
	精神障害者保健福祉手帳 (n=93)	28.0	37.6	0.0	1.1	11.8	6.5	11.8	40.9	2.2	8.6	2.2
	難病 (n=38)	15.8	28.9	13.2	10.5	10.5	7.9	2.6	36.8	5.3	13.2	0.0
	高次脳機能障がい (n=5)	0.0	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0
	発達障がい (n=27)	11.1	33.3	25.9	25.9	0.0	3.7	3.7	40.7	7.4	3.7	0.0

③ 現在の生活で困っていること、将来不安なことについて

- 現在の生活で困っていることでは、「健康や体力のこと」が最も高く、次いで「経済的なこと(お金のこと)」、「病気や障がいのこと」の順で割合が高い。
- 将来不安なことでは、「経済的なこと(お金のこと)」が最も高く、次いで「健康や体力のこと」、「病気や障がいのこと」の順で割合が高い。
- いずれも上位項目は共通する結果となっている。

[現在の生活で困っていること、将来不安なこと(複数回答)]

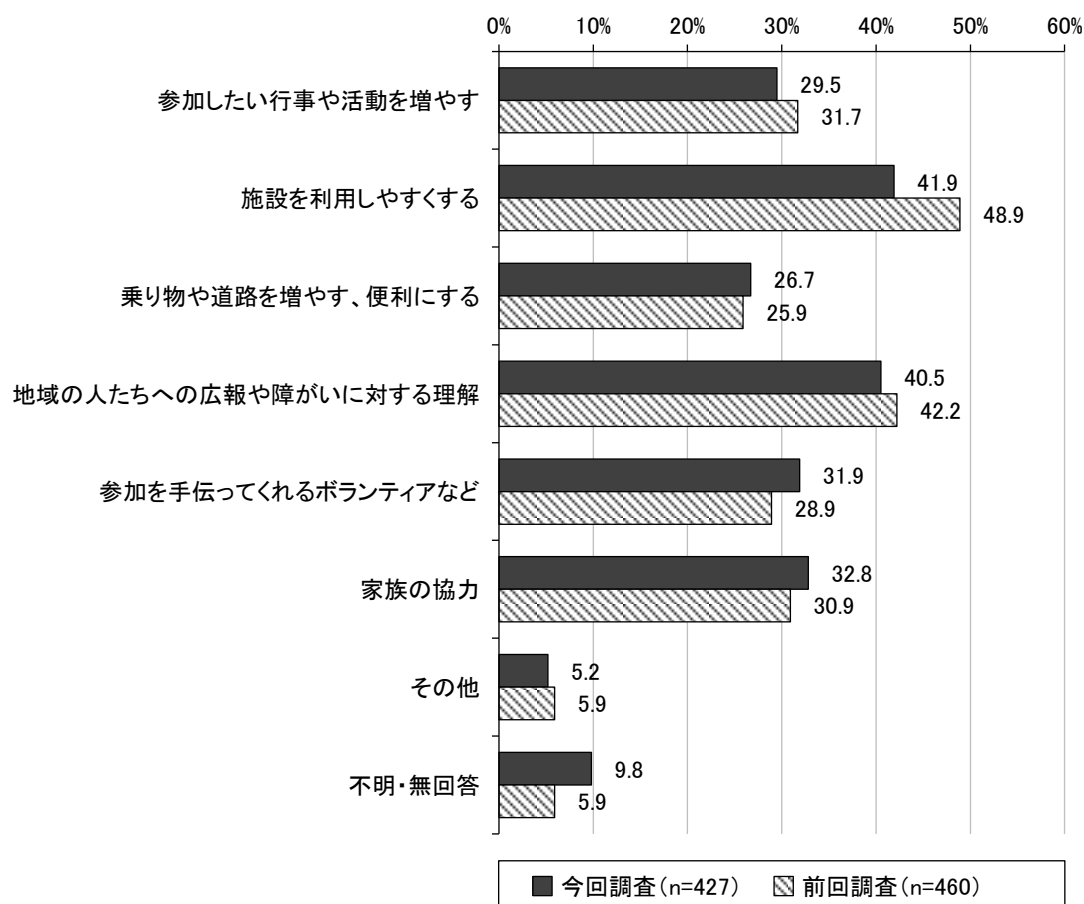


□現在困っていること(n=427) □将来の不安(n=427)

④ 障がいのある人の社会参加に必要な支援について

- 障がいのある人が参加しやすい地域や社会にしていくために必要なことでは、「施設を利用しやすくする」が最も高く、次いで「地域の人たちへの広報や障がいに対する理解」、「家族の協力」の順で割合が高い。
- 障がいのある人の社会参加の促進には、施設の整備等のハード面、地域の人々の理解のソフト面、いずれも重要となっている。

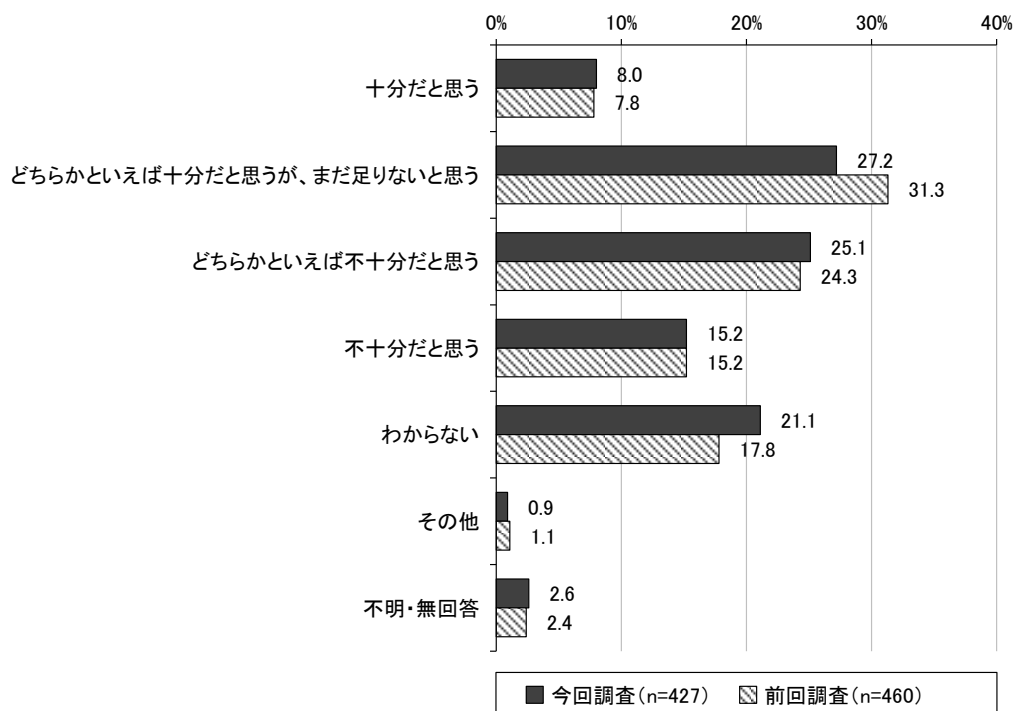
[障がいのある人が参加しやすい地域や社会にしていくために必要なこと(複数回答)]



⑤ 差別の解消や権利擁護について

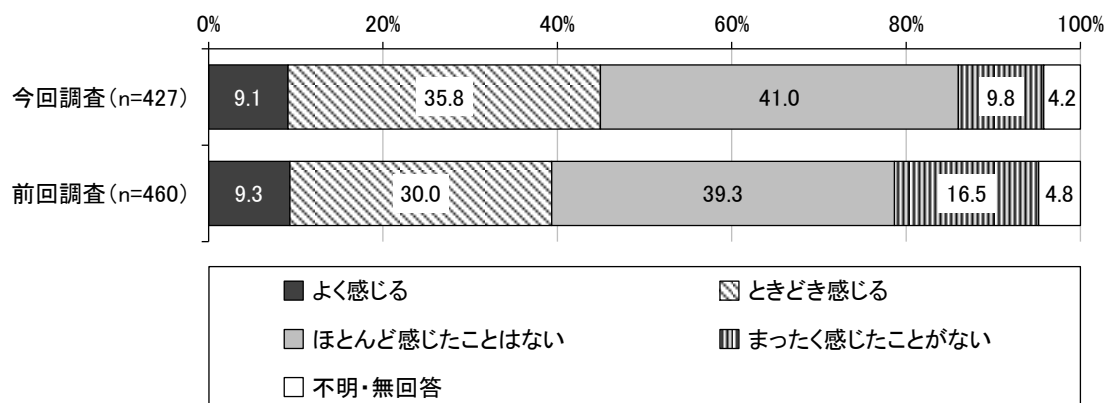
- 日ごろの生活での障がいのある人への気配りについてみると、「どちらかといえば十分だと思う」が最も高く、次いで「どちらかといえば不十分だと思う」となっている。
- 前回調査との比較では大きな差はみられないが、約4割の方が「不十分」だと感じている。

[日ごろの生活のなかで障がいのある人への気配りについて(単数回答)]



- 生活のなかで差別を受けている、避けられていると感じるときがあるかでは、「ほとんど感じたことはない」が最も高く、次いで「ときどき感じる」となっている。
- 前回調査との比較では、「ときどき感じる」が高くなっており、「まったく感じたことがない」が低くなっている。

[生活のなかで差別を受けている、避けられていると感じるときがあるか(単数回答)]



⑥ 働く場合の配慮について

- 働く場合どのような配慮を希望するかについてみると、「障がいに合わせて働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が最も高く、次いで「働ける職場が増えること」となっている。
- 障がい種別にみると、すべての種別で「障がいに合わせて働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が最も高くなっている。
- 柔軟な働き方ができる就労環境や多様な雇用の機会が求められている。

[働く場合、どのような配慮を希望するか（複数回答）]

単位：%		あ仕事 ること について 相談する 場所が	働ける 職場が 増える こと	で職 場の 情報 を多く 知ること が	長く 働く ことが できる こと	仕事 のやり 方を きちんと 教え	休憩、 休暇 など の内容 の配 慮 （勤 務時 間 が で	障 が い に 合 わ せ た 働 き 方 が で	あ通 勤 や 移 動 に 対 し て 、 支 援 が	賃 金 が 充 実 し て い る こ と	特 に な い	今 後 、 働 く 予 定 は な い	わ か ら な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=427)		23.0	24.6	6.3	23.0	19.9	40.7	16.4	19.7	4.9	13.1	10.5	2.3	9.8	
障 が い 種 別	身体障害者手帳 (n=227)	18.9	21.1	7.9	18.9	12.3	36.6	14.5	17.2	4.8	15.4	14.1	2.6	12.3	
	療育手帳 (n=183)	21.9	22.4	6.0	21.9	23.0	40.4	18.0	15.8	3.8	12.6	13.1	3.8	9.8	
	精神障害者保健福祉 手帳 (n=93)	28.0	22.6	10.8	21.5	24.7	47.3	14.0	24.7	6.5	8.6	5.4	4.3	10.8	
	難病 (n=38)	26.3	26.3	13.2	7.9	15.8	39.5	23.7	26.3	5.3	13.2	5.3	2.6	10.5	
	高次脳機能障がい (n=5)	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	100.0	60.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	
発達障がい (n=27)	18.5	25.9	3.7	33.3	22.2	33.3	25.9	22.2	0.0	11.1	7.4	3.7	14.8		

⑦ 障がい児支援について

- 障がいのある子どものために特に重要だと思うものについてみると、「保護者が介護・支援できないときの一時的な見守りや介助」が最も高く、次いで「地域における療育、リハビリテーション体制」、「安心して遊べる機会や場の確保」の順で割合が高い。
- 約半数の保護者が、一時的な見守りや介助への必要性を感じている。

[障がいのある子どものために、特に重要だと思うものについて(複数回答)]

単位:%		乳幼児健診の充実	見・発育・診断・発達上の課題の早期発	相談対応の充実	家庭訪問による相談・指導	地域における療育、リハビリテーション体制	通園施設の設備・教育内容等の充実	保育所や幼稚園での受入れ体制	小・中学校、高校での教育機会	特別支援学校の設備・教育内容
全体 (n=54)		0.0	16.7	16.7	0.0	38.9	14.8	5.6	16.7	18.5
障がい種別	身体障害者手帳 (n=19)	0.0	15.8	15.8	0.0	26.3	21.1	5.3	15.8	21.1
	療育手帳 (n=45)	0.0	15.6	17.8	0.0	42.2	15.6	6.7	13.3	17.8
	精神障害者保健福祉手帳 (n=2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病 (n=7)	0.0	14.3	14.3	0.0	28.6	14.3	28.6	14.3	14.3
	発達障がい (n=10)	0.0	10.0	20.0	0.0	30.0	10.0	10.0	20.0	20.0
単位:%		付添い・通園時の介助	放課後の居場所づくりや休日	安心して遊べる機会や場の確保	地域社会と関わる機会	見守りや介助の機会	保護者が介助・一時的支援できないときの	その他	わからない	不明・無回答
全体 (n=54)		11.1	14.8	22.2	14.8	50.0	3.7	5.6	5.6	
障がい種別	身体障害者手帳 (n=19)	21.1	21.1	21.1	15.8	47.4	0.0	5.3	10.5	
	療育手帳 (n=45)	8.9	11.1	24.4	13.3	55.6	4.4	4.4	6.7	
	精神障害者保健福祉手帳 (n=2)	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	
	難病 (n=7)	14.3	28.6	14.3	14.3	57.1	14.3	0.0	0.0	
	発達障がい (n=10)	10.0	20.0	30.0	10.0	50.0	0.0	0.0	10.0	

⑧ 福祉サービスの利用について

- 現在利用している福祉サービスについてみると、「いずれも利用していない」が最も高く、次いで「就労継続支援（B型）」、「計画相談支援」の順で割合が高い。
- 今後利用したい福祉サービスについてみると、「利用したいサービスは特にない」が最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」、「就労継続支援（B型）」の順で割合が高い。
- 福祉サービスを利用するときに困ったことがあったかについてみると、「特に困ったことはない」が最も高く、次いで「これまで福祉サービスを利用したことがない」、「どんなサービスがあるのか知らない」の順で割合が高い。
- 適切な福祉サービスの利用促進には、福祉サービスや事業所の選択に関する情報提供が重要。

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位5位）】（複数回答）

現在利用しているサービス		割合 (%)	今後利用を希望するサービス		割合 (%)
1	いずれも利用していない	29.7	1	利用したいサービスは特にない	27.4
2	就労継続支援（B型）	16.6	2	居宅介護（ホームヘルプ）	13.3
3	計画相談支援	13.3	3	就労継続支援（B型）	13.1
4	居宅介護（ホームヘルプ）	12.6	4	短期入所（ショートステイ）	12.6
5	生活介護	10.3	5	施設入所支援	11.7

【福祉サービスを利用するときに困ったこと（上位5位）】（複数回答）

福祉サービスを利用するときに困ったこと		割合 (%)
1	特に困ったことはない	23.9
2	これまで福祉サービスを利用したことがない	18.0
3	どんなサービスがあるのか知らない	15.0
4	どのサービス事業所がよいのかわからない	14.5
5	わからない	13.1

3. 団体・事業所ヒアリング調査からみえる障がい者のニーズ

(1) 調査概要

調査目的： 障がい福祉分野で活動している団体やサービス提供事業所に対して、障がい者に関する取り組みなどについて意見を伺い、計画策定に役立てるためのアンケートを実施しました。

調査時期： 令和5年7月14日(金)～7月28日(金)

調査方法： 郵送・メールによる配布・回収

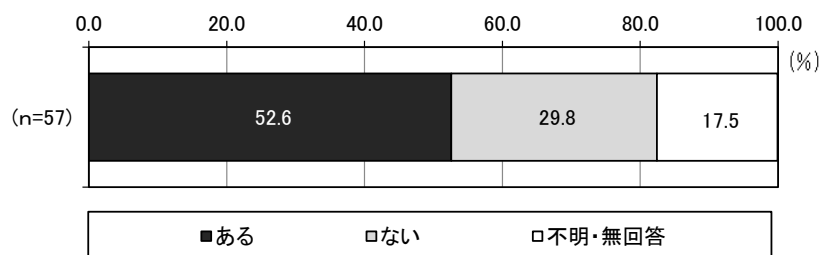
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
事業所アンケート調査	66件	57件	86.4%
団体アンケート調査	11件	10件	90.9%

(2) 事業所調査結果の概要

① サービスの受入れについて

- 利用者からの依頼に対して受入れ(サービス提供)できなかったことがあるかについてみると、約半数の事業所で「ある」と回答している。
- 受入れできなかったサービスでは、「放課後等デイサービス」「就労継続支援B型」「共同生活援助」で多くなっている。

【利用者からの依頼に対して受入れ(サービス提供)できなかったことがあるか】(単数回答)



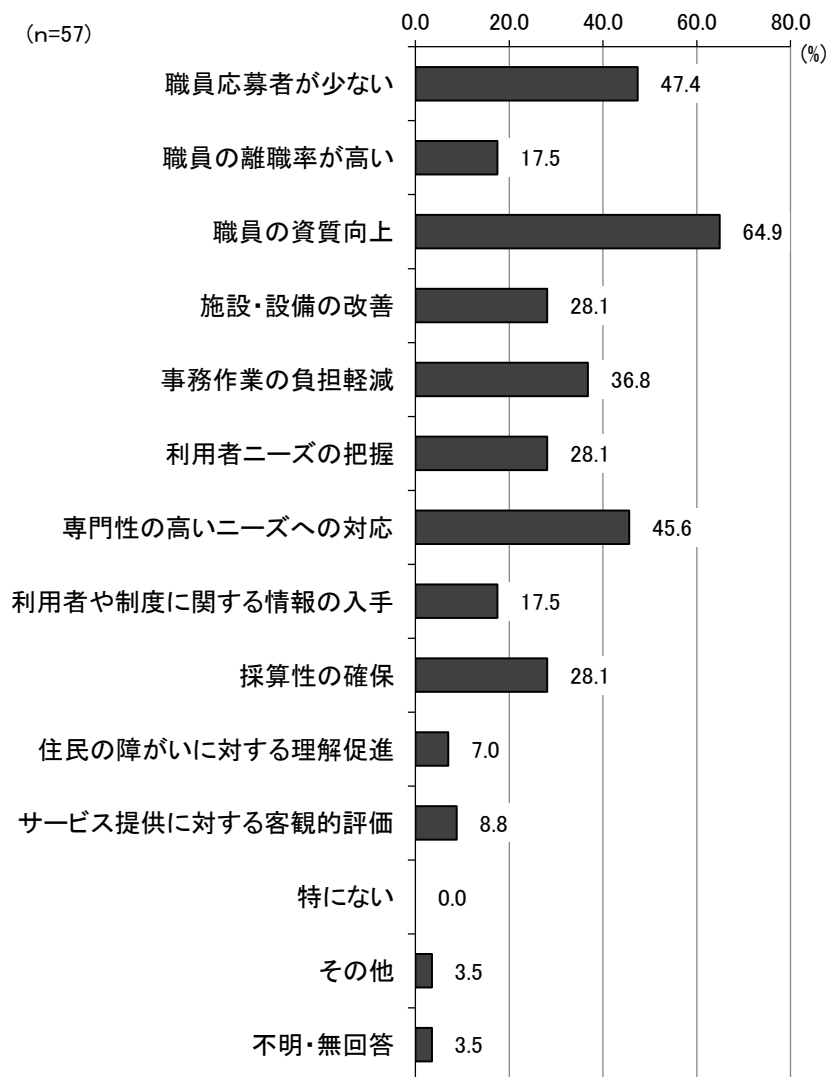
【受入れできなかったサービス(上位5位)】(複数回答)

受入れできなかったサービス		件数
1	放課後等デイサービス	8
2	就労継続支援B型	6
	共同生活援助	
4	居宅介護	4
	短期入所	

② サービスの質の向上に向けた課題について

- 提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「職員の資質向上」が最も高く、次いで「職員応募者が少ない」「専門性の高いニーズへの対応」となっている。
- 約半数近くの事業所で、人材の確保や育成についての課題を感じている。

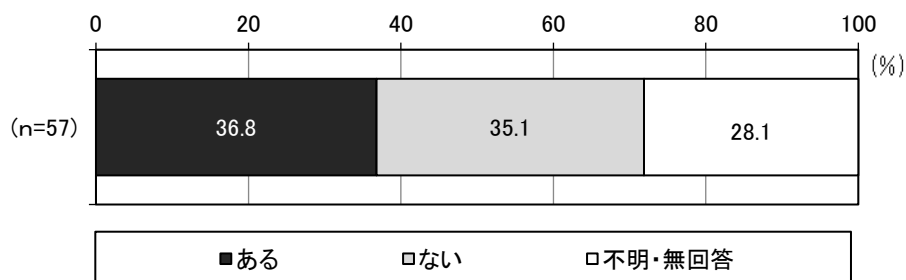
【提供するサービスの質の向上に向けた課題】（複数回答）



③ 合理的配慮の提供について

- 利用者から合理的配慮の申し出があり、利用者等と協議しながら合理的配慮を提供した事例の有無をみると、約 3.5 割の事業所で「ある」と回答している。
- 合理的配慮の提供が義務化されるにあたり、事業所における課題では、「人員や時間の確保」が最も多く、次いで「従業員の障がいに対する理解」、「設備の改修」となっている。

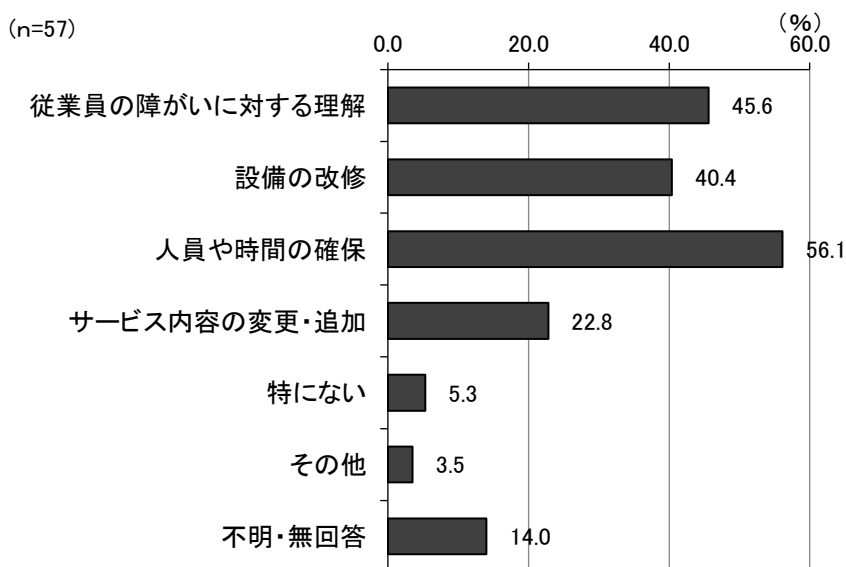
【合理的配慮を提供した事例の有無】(単数回答)



【合理的配慮を提供した場面】

・「サービス利用時」19 件、「問い合わせ時」1 件、「契約時」4 件、「申請時」1 件

【合理的配慮の提供の義務化による事業所の課題】(複数回答)



(3) 団体調査結果の概要

① 活動の充実に向けた課題について

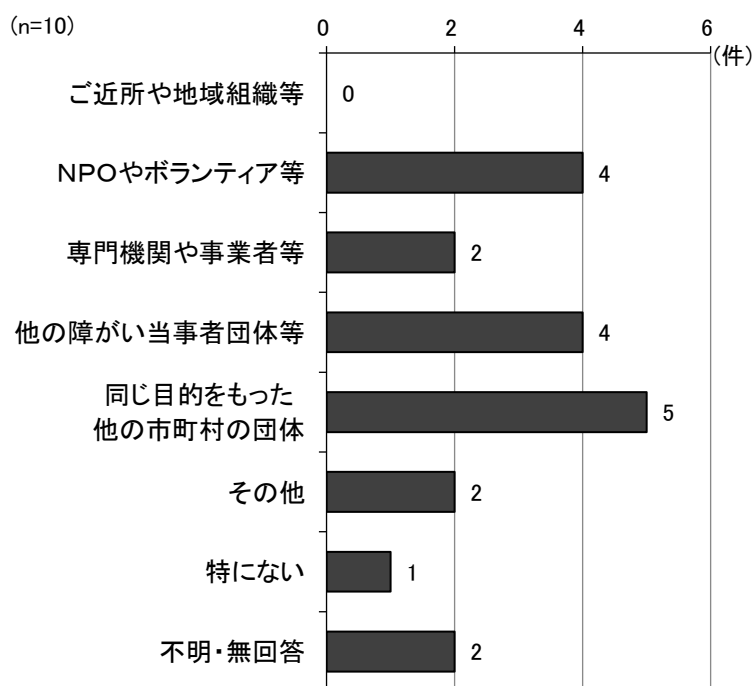
- 現在の活動の充実を図るための課題をみると、「役員のなり手が少ない」が最も多く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」となっている。

【活動の充実を図るための課題（上位5位抜粋）】（複数回答）

活動の充実を図るための課題（n = 10）		件数
1	役員のなり手が少ない	8件
2	新規メンバーの加入が少ない	6件
3	メンバーに世代などの偏りがある	5件
4	活動がマンネリ化している	3件
	他の団体と交流する機会が乏しい	

② 連携・協力体制について

- 連携・協力している機関や団体をみると、「同じ目的をもった他の市町村の団体」が最も多く、次いで「NPO やボランティア等」「他の障がい当事者団体等」となっている。



③ 障がい福祉に関する市の課題について

【発達支援、保育、教育（学校生活など）について】

回答内容
インクルーシブ教育について、特別支援学校に集めるのではなく、地域の学校で障がいの有無に関わらず、共に同じ学校で学ぶ事とするように。
一人ひとりに合わせた必要な支援をできるよう、引き継ぎをしっかりとできるようにしてほしい。
特別児童扶養手当の所得制限が低いため手当を受け取る必要がある者に手当が届いていない。療育手帳支援サービスの拡充（交通料金割引額の増額）
発達障がいを持つ子どもの増加を感じているが、保育園や学校の先生も対応に苦慮されているように見受けられる。
個人情報保護の観点から困難なことかもしれないが、それぞれのステージでの療育内容や成果を次のステージに引き継いでいくことが必要（より効果的な支援を継続するため）。

【障がい者の就労や社会参加について】

回答内容
障がい者の働く所はたくさん出来たが、就労継続支援B型等では工賃収入があまりにも安い。
福祉就労（作業所）で合理的配慮がされていない。個別に合わせた支援をしてほしい。
障がい者がスポーツや趣味等、自分の楽しみを見つける機会が増えれば良いと思う。
子どもの時から規則正しい生活やあいさつや交通ルール等の基本的な生活ルールを身につけさせておくことが重要。

【障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進について】

回答内容
障害者権利条約や障害者差別解消法について、機会ある毎に何回も周知、啓発をする。
障がい者に関わるすべての人たちの特性理解が進んでほしい。
障がい者に対する教育。あなたは恥ずかしい存在ではないという事を理解してもらい、能力の低い部分を公開出来る人を増やす。
障がい者自らが積極的に社会参加し、障がい者のありのままの姿を見てもらうことが早道である。

【障がい者の地域生活や地域の支え合いについて】

回答内容
地域で暮らす障がい者が今後増えてくると思うが、支え合う人材の確保が困難なように思う。市の地域包括支援センターを中心に支援の充実に努めてほしい。
災害時の避難対応。
自閉症、知的障がいの人がしっかりしたサポートのもと、安心して生活出来るグループホームが必要。サポートする人を育て、業務に見合った収入が得られる予算措置が必要。
親なき後が気になる。親がいなくなった後の子どもの人生がどうなるのか見えると安心につながるかと思う。 災害時の避難所での生活(集団生活)は難しいと思う。どうするか家族でも話す必要があると思う。
一番の心配は災害時の支援活動であり、緊急を要する場合には市の情報を自治会等に開示することも必要ではないか。ただし前もって本人の了解を文書でとっておくことが必要と考える。

【相談支援について】

回答内容
相談支援については事業者も増えている。少なくとも年1回のモニタリングは全障がい者にできているのか。
障がい者の問題行動等に対する相談支援ができる機関(医療も含めて)を知りたい。
相談員は法律等にあることしか言わないが、もっと踏み込んで本音で相談にあたる必要があるのではないか。

第3章 計画の推進に向けた課題

1. きめ細かい障害福祉サービス等の提供

- アンケート調査では、地域で生活するときのような支援があればよいと思うかでは、「金銭的な支援」が最も高く、次いで「生活の手助けが受けられる」、「必要な福祉サービスが受けられる」となっています。
- ヒアリングでは、障害福祉サービスに関する制度の周知と本人だけでなく家族の理解も十分に得ることが重要との意見がありました。

➡ 障がいのある人が地域で安心して生活を続けられるよう、障がいのある人のニーズを踏まえ、市内事業所の状況や不足分等を把握しながら、事業所やサービスを確保していく必要があります。

- 事業所調査では、約半数の事業所で「利用者からの依頼に対して受入れ（サービス提供）できなかったことがある」と回答しており、提供するサービスの質の向上に向けた課題では「職員の資質向上」が最も高く、次いで「職員応募者が少ない」「専門性の高いニーズへの対応」となっています。
- ヒアリングでは、専門性ある職員の確保に向けて、処遇改善や個人の負担軽減のための取り組みが必要である、との意見がありました。

➡ 障害福祉サービスを安定して提供するために、福祉人材の確保・定着が求められています。また、障がいの重度化、多様化に対応できるよう、県や近隣市町とも連携し、専門知識やスキル向上に向けた取り組みへの支援が求められます。

2. 相談支援や情報提供の充実

- アンケート調査では、悩みや困ったことを相談する人（場所）では、「家族・親せき」が最も高く、次いで「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」、「病院」となっています。
- また、将来不安なことでは、「経済的なこと（お金のこと）」が最も高く、次いで「健康や体力のこと」、「病気や障がいのこと」となっています。

➡ 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、当事者や支援者が暮らしの中で抱える様々な悩みや不安等に対応し、必要に応じて適切な支援につなげることができる相談支援が重要な役割を果たします。そのため、本市における相談員の資質向上に努めるとともに、障害福祉サービスの事業所や教育機関、また地域の民生委員等とも連携を図りながら、相談支援体制の充実を図る必要があります。

- アンケート調査では、福祉に関する情報の入手先では、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が最も高く、次いで「広報」、「インターネット（スマートフォン含む）」となっています。

➡ わかりやすい表現など理解しやすい配慮を行うとともに、知りたい情報が障がい者や支援者に届くよう、障がいの特性に応じた多様な手法による情報発信や広報紙・窓口等での情報提供体制の充実が重要です。

3. 多様な社会参加の機会拡充

- アンケート調査では、仕事をしている人の割合は 26.2%となっています。
- また、働く場合に必要な配慮では、「障がいに合わせて働き方ができること（内容、勤務時間、休憩、休暇などの配慮）」が最も高く、次いで「働ける職場が増えること」となっており、柔軟な働き方ができる就労環境や多様な雇用の機会が求められています。
- ヒアリングでは、障がいの程度ごとに働ける場所を確保し、就労の機会を増やすことが必要である、との意見がありました。

➡ 障がいのある人の就労については、生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進していく必要があります。今後も障がいのある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等の強化が求められます。
また、福祉的就労等、障がいのある人の特性や希望に合わせた多様な働き方への支援も必要です。

- アンケート調査では、障がいのある人が参加しやすい地域や社会にしていくために必要なことでは、「施設を利用しやすくする」が最も高く、次いで「地域の人たちへの広報や障がいに対する理解」となっています。
- ヒアリングでは、地域活動支援センター等があれば、レクリエーション活動等の余暇活動の充実にもつながる、との意見がありました。

➡ 一人ひとりが自らの個性と能力を発揮し、希望に応じた様々な活動の機会を増やすことで、生きがいづくりにつながるよう、社会参加の場の提供や支援の充実が必要です。

4. 障がいのある子どもや保護者への支援の充実

- アンケート調査では、障がいのある子どものために特に重要と思うものでは、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が最も高く、次いで「地域における療育、リハビリテーション体制」、「安心して遊べる機会や場の確保」となっています。

➡ 身近な地域での障害児通所支援等の福祉サービスの提供など、乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援を推進するとともに、就学後も適切な支援を継続できる体制の充実を図る必要があります。

- ヒアリングでは、障がいのある子のきょうだいや家族を支えていくような仕組みづくりが必要、との意見がありました。

➡ ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による保護者支援等、子ども・保護者や支援者が安心できる支援の充実が重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第7次西条市障がい者福祉計画では、住民と行政が共にまちづくりを推進していくための基本理念を、「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」とします。

この基本理念は、第2期西条市総合計画（平成27年度～令和6年度）における

- ① 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるようにすること
 - ② ノーマライゼーションの理念に関する啓発・広報の充実など障がい者に対する市民の理解と認識を深める取り組みを推進すること
 - ③ 障がい者が「働ける社会」の構築を目指し、その自立を支援していくこと
 - ④ 障がい者の社会参加の機会の増大に努めること
 - ⑤ 障がいの早期発見や早期療育に努めること
- に基づくものです。

この基本理念に基づき、だれもが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる西条を目指します。

だれもが
健やかに生き生きと暮らせる、
自立と共生のまち
西条

※ノーマライゼーション：障がい者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

2. 基本方針

方針1 啓発・広報の推進

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる地域共生社会の実現を目指します。障がいへの正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や交流を推進します。

方針2 保健・医療の充実

障がいや疾病の予防及び重症化の防止を図る施策や障がい者でも安心して受けることができる医療体制の整備、難病患者や精神障がい者への支援等を行います。

方針3 教育・育成の充実

健診等を通じた障がい等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

方針4 雇用・就業の確保

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障がい特性や個性を踏まえた、障がい者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

方針5 生活支援サービスの充実

障がい者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

方針6 生活環境の整備・充実

地域で安全に安心して暮らしていくために、支えあいのネットワークづくりを図り、バリアフリーなどに配慮した環境整備に努めます。

方針7 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

外出やコミュニケーションへの支援等を通じて、障がい者が多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりを目指します。

方針8 差別の解消 権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めるほか、障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。